

事務連絡
令和2年4月23日

港区内障害福祉サービス等事業所 管理者 様

港区 保健福祉支援部
障害者福祉課長 横尾 恵理子

港区における新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る事業所における対応について、令和2年4月9日に厚生労働省社会・援護局より「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（以下「国通知」という。）」が発出されました。また、同日、港区は「新型コロナウイルス感染症防止に向けた障害福祉サービス等の利用自粛の要請について」において、利用者の障害福祉サービス等の利用の自粛を要請しております。

については、国通知や都通知を踏まえ各事業所における対応について、港区としての考え方を下記のとおり整理し、4月サービス提供分より適用することとしましたので、各事業所におかれましては、確認の上、ご対応をお願いいたします。

記

1 在宅支援について

(1) 利用者（児童系については、保護者。以下「利用者」という。）の意向を確認すること（在宅での支援が「不要」と利用者の意向がある場合は、サービスの提供とはみなされません。）また、在宅での支援においても利用者負担が発生することから、あらかじめ利用者に丁寧に説明を行うこと

(2) 次の在宅支援体制を整えていること

<就労系サービス>

ア. 在宅で利用者が行う作業活動、訓練等のメニュー（以下「支援内容」）が確保されていること

イ. 利用者の支援にあたり、在宅期間中の個別支援計画（コロナ対策用）（以下「計画」という。）を作成し、在宅での支援内容について利用者の同意を得ておくこと。（計画は、新たに作成することを要さず、現に有効な計画に追記することで可とする。また、同意に関わる書面でのやり取りは後日でも可とするが、トラブル防止の観点から、連絡のメールや電話等

- の内容（同意日、同意者、連絡者等）について、計画に付記すること）
- ウ. 計画に基づき、1日2回（利用者の希望によっては2回以上）は、連絡、助言又は進捗状況の確認等の支援が行われ、日報が作成されていること
- エ. 支援内容を行う上で疑義が生じた際の利用者からの照会等に対し、随時、連絡（メール、電話、FAX等）による必要な支援が提供できること
- オ. 連絡（メール、電話、FAX等）により、利用者に対する訓練目標に対する評価を定期的実施すること
- カ. 在宅支援を行った際は、提供日に在宅支援用のサービス提供記録（事業所の任意様式）を作成し、連絡（メール、電話、FAX等）によって利用者から確認を受けること。なお、書面による確認は、事後的に行うことを妨げない
- ※具体的な支援内容は、令和2年4月13日厚生労働省「新型コロナウイルスの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」問4を確認ください。
- ※新型コロナウイルス対策期間中の事業所職員による訪問や利用者による事業所への通所は、感染予防のため実施しなくても構いません。
- ※就労定着支援事業は、上記イ・ウは必要に応じて実施してください。

<生活介護・自立訓練>

- ア. 利用者に対して、健康管理や相談支援等の体制が確保されていること（支援内容の例）
- ・電話等による自宅で問題が生じていないかどうかの確認
 - ・電話等による利用者の健康管理
 - ・通所サービス職員による利用者の居宅等でのできる限りの支援の実施
 - ・今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート
- イ. 利用者の支援にあたり、在宅期間中の個別支援計画（コロナ対策用）（以下「計画」という。）を作成し、在宅での支援内容について利用者の同意を得ておくこと。（計画は、新たに作成することを要さず、現に有効な計画に追記することで可とする。また、同意に関わる書面でのやり取りは後日でも可とするが、トラブル防止の観点から、連絡のメールや電話等の内容（同意日、同意者、連絡者等）について、計画に付記すること）
- ウ. 計画に基づき、定期的に連絡（メール、電話、FAX等）を行うこと
- エ. 支援を行う上で利用者の家族等からの照会等に対し、随時、連絡（メール、電話、FAX等）による必要な支援が提供できること
- オ. 在宅支援を行った際は、提供日に在宅支援用のサービス提供記録（事業所の任意様式）を作成し、連絡（メール、電話、FAX等）によって利用

者から確認を受けること。なお、書面による確認は、事後的に行うことを妨げない

<児童系>

- ア. 在宅で利用児童が行う課題や、保護者への支援内容（以下「支援内容」）が確保されていること
- イ. 利用児童の支援にあたり、在宅期間中の個別支援計画（コロナ対策用）（以下「計画」という。）を作成し、在宅での支援内容について利用者の同意を得ておくこと。（計画は、新たに作成することを要さず、現に有効な計画に追記することで可とする。また、同意に関わる書面でのやり取りは後日でも可とするが、トラブル防止の観点から、連絡のメールや電話等の内容（同意日、同意者、連絡者等）について、計画に付記すること）
- ウ. 計画に基づき、定期的に連絡、助言又は進捗状況の確認等の支援を行うこと
- エ. 支援内容を行う上で利用者から照会等に対し、随時、連絡（メール、電話、FAX等）による必要な支援が提供できること
- オ. 連絡（メール、電話、FAX等）により、利用児童に対する訓練目標に対する評価を定期的実施すること
- カ. 在宅支援を行った際は、「【別紙】休業対応様式」を利用して、提供内容等の記録を行い、連絡（メール、電話、FAX等）によって保護者から確認を受けること。なお、書面による確認は、事後的に行うことを妨げない

2 個別支援計画の作成、モニタリングの実施等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症予防に伴い、個別支援計画の見直し等にあたって利用者と面談ができない事情が発生した場合については、利用者との面談は事後的に行うこととし、電話や郵便等の対応での確認及び同意にて対応することを妨げない。ただし、その場合の電話等での対応の記録を残したうえで、事後に面談を実施すること
- (2) 在宅期間中の個別支援計画（コロナ対策用）について、後日、相談支援事業所に対し、連絡を行うこと。

3 標準利用期間が設定されているサービスについて（就労移行支援、自立訓練）

今後、年度内に、標準利用期間（更新後の標準利用期間含む。）の終了を迎える利用者について、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響で十分な就労支援やリハビリテーションの実施や就職活動の継続が困難であったことにより、サービスの利用継続が必要であると認められる場合においては、今般の新

型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、臨時的な取扱いとして、「原則1回」を含む現行の取扱いに関わらず、最大1年間までの範囲内で更新することを可能とする。なお、利用更新を希望する場合は、担当保健師又はケースワーカーに相談すること

※当初の計画及び対応に伴う変更理由等の報告や、対応期間中の実績記録の提出を求めることがあります。

4 関連通知

< 共通 >

・【厚生労働省】令和2年4月9日 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（第4報）

< 就労系 >

・【厚生労働省】令和2年4月13日 新型コロナウイルスの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）

・【東京都】令和2年4月10日 緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス等事業所における対応について

・【厚生労働省】令和2年3月9日 新型コロナウイルスの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）

・【厚生労働省】令和2年3月2日 新型コロナウイルスの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第2報）

・【厚生労働省】令和2年2月20日 新型コロナウイルスの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について

< 児童系 >

・【東京都】令和2年4月16日 緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所の支援の提供について（その2）

・【東京都】令和2年4月10日 緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所の支援の提供について

< 問い合わせ先 >

港区 保健福祉支援部 障害者福祉課
障害者事業所支援係 杉山 真一 03-3578-2667
障害者支援係 坪井 清徳 03-3578-2462
障害者支援係 篠塚 知洋 03-3578-2458
minato43@city.minato.tokyo.jp